

令和6年度 特別支援アドバイザー候補者選考実施要項

千葉県教育委員会

1 選考の目的

この選考は、千葉県の特別支援アドバイザー（要請に応じて公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園を巡回し、発達障害を含む障害のある幼児、児童及び生徒への教育的支援の在り方等について助言・援助を行う非常勤の職員）の採用候補者を決定するために行います。

2 千葉県が求める特別支援アドバイザー像

- (1) 人間性豊かで、使命感に満ちた特別支援アドバイザー
- (2) 幅広い教養と特別支援教育に関する高い専門性を有し、教職員の悩みや思いを受けとめ、助言・援助ができる特別支援アドバイザー
- (3) 高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な特別支援アドバイザー

3 勤務条件等

- (1) 採用予定者数
20名程度
- (2) 勤務場所等
教育事務所（葛南、東葛飾、北総、東上総、南房総）に配置しますが、原則として所管する市町村の各学校等からの派遣要請に応じ、1回あたり1～10日間程度、当該学校等で勤務します。
- (3) 勤務時間及び報酬等（予定）
 - ①週29時間、週5日以内 月額231,000円及び通勤手当相当額
期末手当（令和5年度は2.55月分支給）
 - ②週20時間、週5日以内 月額159,000円及び通勤手当相当額
期末手当（令和5年度は2.55月分支給）
- (4) 任用期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

4 応募資格

以下のすべてに該当することとします。

- (1) 教員免許状を有する方、又はそれに相当すると認められる特別支援教育や心理臨床についての知識と技術を有する方
- (2) 職務遂行に熱意と識見を有する方

5 応募手続き

- (1) 応募受付期間
令和6年1月5日（金）から令和6年1月24日（水）まで
- (2) 提出書類について
 - ①令和6年度特別支援アドバイザー志願書（別紙様式1 ※写真貼付、記入に当たっては、記入例を参照）に必要事項を記入し提出してください。
 - ②別紙様式2に、志願にあたっての自己アピール等を記入し提出してください。提出された自己アピール文を参考に、選考当日、個別面接を実施します。
 - ③教員免許状の写し、又は特別支援教育や心理臨床に関する資格等を証明できるもの（資格等を有する方のみ）の写しを提出してください。
 - ④返信用封筒（長形3号）2通（個別面接の日程等及び選考結果の送付に使用）に、それぞれ84円分の切手を貼付し、送付先の郵便番号・住所・氏名（様まで）を書いて提出してください。

(3) 書類の提出先及び提出方法

- ・千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課
〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1
電話 043(223)4050
- ・封筒の表に「アドバイザー志願書在中」と朱書してください。
- ・期間内に提出書類全てを提出してください。
- ・持参（平日の午前9時から午後5時まで）、又は簡易書留で郵送してください。
当日消印有効とします。

6 選考方法等

- (1) 選考内容 小論文・面接（個別面接）
※令和5年度特別支援アドバイザーは、面接のみ
- (2) 会場 千葉県教育庁教育振興部会議室（千葉県庁中庁舎8階）
- (3) 選考日程 令和6年2月14日（水）15日（木）16日（金）のいずれか1日のうち、午前9時から午後4時50分までの中で、一人60分程度（小論文・面接を各30分）
※選考日程等の通知は、2月上旬までに発送します。

7 選考結果の通知

郵送にて選考結果を送付します。（3月上旬予定）

8 令和6年度特別支援アドバイザー選考基準について

千葉県教育委員会のホームページで公表します。

9 選考結果の情報提供

- ・選考結果については、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により口頭による開示請求を行うことができます。（下表参照）
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証等）を持参して出願者本人が直接来庁してください。電話、はがき等による請求では開示できません。

請求できる人	開示内容	開示期間及び時間	開示場所
出願者本人	小論文(点数) 面接(点数)	選考結果発送日から 1か月間(土・日・祝日を除く) 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで	千葉県教育庁 教育振興部特別支援教育課 (千葉県庁中庁舎8階) 千葉市中央区市場町1-1 043-223-4050

10 その他

- ・週勤務時間（20時間又は29時間）、所属教育事務所については、応募者の希望を参考に、千葉県教育委員会が決定いたします。
- ・勤務条件、勤務場所等については、アドバイザー取扱要綱に定めるところによります。
- ・特別支援アドバイザー候補者に決定した後、健康診断書（別紙様式3参照）を提出していただきます。なお、令和5年10月1日以降に別紙様式3に定められた項目と同等の内容の健康診断を実施した場合は、その健康診断書の原本又は写しを提出することにより、所定の様式に代えることができます。
- ・選考日に体調不良等で来庁できない場合、後日、選考日程を設けて実施します。